

著作権法（フェアユース）

【書誌事項】

当事者：A社（控訴人、図案の著作権者）vs B社（被控訴人、動画作成者）

判断主体：智慧財産法院

事件番号：106民著上易字第1号

言渡し日：2017年9月21日

事件の経過：控訴棄却。

【判決概要】

他の著作（動画）に著作権のある標的が映りこんだことが、直ちに著作権への侵害とはいえない。その標的が映りだされた部分の全体に占める比重や、他の著作の目的を総合的に判断し、当該標的の価値に影響がない場合、フェアユースであって、著作権財産権の侵害を構成しないと認めるべきである。

【事実関係】

控訴人A社は自転車メーカーであり、公益目的で某小学校の自転車部活に自転車を贈与し、その自転車の上に特別に当該小学校のためにデザインした図案が描いてある。被控訴人B社が同小学校の自転車部活を応援するため、同小学校に器材等を贈与したほかに、部活の活動様子の動画を作成し、HPにアップロードした。A社がB社の動画の中で、A社の著作である図案（を描いた自転車）が何回も映し出されたため、B社に対して提訴した。

【判決内容】

1. 係争動画は公益目的の動画であり、被控訴人には利益がなく、控訴人の公益行為を表彰するために係争動画の中で控訴人の数多くの器材を特別に紹介したのであり、控訴人に損害を与えたという事情はない。
2. 動画の内容は、主に小学校の自転車クラブの練習や備品の現況を紹介したものである。係争図案は児童が自転車に乗っているときに同時に撮影されたものであり、

動画の趣旨は、児童が自転車に乗っていることを紹介するものであって、係争図案を展示するものではない。係争図案は自転車に塗装されたことにより付帯して撮影されたものであり、撮影された係争図案も、ほとんどが瞬間的に写っただけであり、はっきりと写されたとはいえない。

3. また、係争図案が係争動画に出現したことが、係争図案の潜在的市場価値と現在の価値に対して影響があったとは認定し難い。仮に被控訴人が係争動画を撮影したことが係争図案の著作権侵害であるとの争議があったとしても、これはフェアユースであって著作財産権の侵害を構成しないと認めるべきである。

【専門家からのアドバイス】

1. 宣伝動画やポスターを作る際に、街の風景などを撮影するのはよくあること。その際に、他人の著作物が映りこむのは避けられないことである。このようなケースが台湾の実務上ではどのように判断されているのかが注目すべきポイントである。
2. 本件判決は、このような映りこみに関して一定の判断基準を示したものである。両者の著作物の作成の目的や、その映し出された部分の全体に占める比重をもとに、総合的に判断される。また、公益目的で作成されたものは、損害が認めがたいと判断された。さらに、映りこんだといっても、それが全体に占める比重を考量しなければならない。本件のようにほとんど瞬間的に写っただけの場合と、意図的に何回もはっきり映し出された場合は区別されなければならない。
3. 以上の基準を踏まえ、街の風景等の大きい画面で撮影する際に、その他の著作権標的を映りこむ可能性がある場合、その映し出された部分の全体に占める比重等の調整について注意する必要がある。